

A	設計図書に記載されてない事項は、以下のとおりとする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新年度版）」 「公共建築改修工事標準仕様書（最新年度版）」 「公共建築設備工事標準図（最新年度版）」 電気設備工事・機械設備工事及び建築工事の各々対応するものとする。 土木工事 甲府市「土木工事共通仕様書」及びこれに基づく山梨県土木部監修「建設工事必携」（最新年度版） 下水道工事 日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書（最新年度版）」及び「電気設備工事一般仕様書（最新年度版）」							1 2 下請け施工体系図の作成及び提出 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。 また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。 なお、提出は打合せ簿によるものとする。 1 3 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議すること。また、指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を撮影し、監督員に提出するものとする。 また、過積載防止対策、車両・使用機械等の点検整備、重機操作時の安全記録及び仮設（足場・山止め等）の管理記録など監督員に提出すること。 1 4 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき「甲府市グリーン購入法調達方針」により定められた資材については同法の判断基準を満たすものの採用に努め、建設機械については原則使用とする。また、採用が困難な場合は理由書を添付して報告すること。 1 5 請負者は、工事期間中市場内関係者及び近隣住民に迷惑を掛けてはならない。また、重車両等使用による道路の破損、公害防止条例による違反及び火災の原因になるような事項に対しては、事前に対策を講じること。 敷地内外の工作物等には十分注意すること。 万一破損した場合は、請負者の負担で原状復旧すること。		
B	優 先 順 位	1 法令、政令、規則等の定め、及び指導 2 質問回答書 3 特記仕様書 4 設計図		F	特 記 事 項			1 本工事は、市場冷蔵庫の冷蔵庫No.1及びNo.9の天井裏において発生した氷塊を除去したあと、設備天井の改修を行うものである。 2 施工中は、全冷蔵庫内の保管品の鮮度維持のために庫内温度の変動に注視し、各冷凍機の運転調整を行いながら施工すること。 なお、施工中の鮮度維持にあたっては、冷凍冷蔵庫に関する専門知識を有する技術者を配置させること。 3 着手前に氷塊の発生範囲、厚さ、発生原因（結露・漏水・冷房漏れ等）を目視及び必要に応じて計測により確認し、写真記録を行うこと。 4 氷結原因が、配管等の破損・漏水による場合は、受注者は速やかに監督員へ報告し、指示を受けること。 5 氷塊の除去は、天井材・断熱材・配管・電気配線等の既存設備を損傷しないよう、手作業を基本とし、急激な加温や打撃による除去は、部材破損及び二次被害（漏水拡大等）を招くおそれがあるため禁止する。 6 作業範囲及び動線には養生シートを敷設し、水解体による汚損・漏水を防止すること。 7 電気設備・配線が近接する箇所は、感電及び漏電防止のため絶縁養生を行うこと。 8 原因が断熱不良、防露対策不足、配管保温材の劣化等による場合は、改善策（断熱補強、保温材更新など）を提案し、監督員の承認を得た上で復旧作業を行うこと。 9 撤去・復旧後は、天井材・仕上り材を原状回復すること。既存冷凍機（アンモニア・CO2利用）については、適正に復旧・稼働を行うこと。 10 受注者は、着工前に発注者立会いのもと、冷蔵庫内の保管品の品目、数量、状態を確認し、写真等の記録を作成しなければならない。 1 1 発注者は、可能な限り保管品を工事区画外へ移動させるものとする。ただし、品目の性質上移動が困難な場合は、この限りではない。 1 2 前項による移動が困難な保管品については、受注者の負担において養生（防塵・防水・温度変化対策等）を実施するものとする。 1 3 本仕様書における「損害」とは、本工事の施工、施工に伴う作業（資機材の搬出入、電源・冷却系統の停止、養生の不備等を含む。）に起因して保管品に生じた、破損、汚損、変質、腐敗、解凍、品質低下その他一切の損害をいう。 1 4 受注者は、自己又はその使用する下請負人、作業員等の故意又は過失により保管品に損害を生じさせた場合、発注者に対しその損害を賠償する責任を負う。 1 5 前項の責任は、次の各号に掲げる事由に起因する損害を含むものとする。 1. 冷却設備の停止時間が事前合意した範囲を超えたことによる品質劣化 2. 扉の開放放置その他管理不備による温度上昇 3. 養生の不備又は破損による保管品への物理的損傷 4. 工事に資機材、粉塵、油脂等の付着、混入による汚損 5. その他受注者の作業に起因して生じた損害 1 6 保管品の全部又は一部が廃棄処分を要する状態となった場合は、当該処分費用を賠償額に含めるものとする。 1 7 次の各号のいずれかに該当する場合、受注者は当該事由により生じた損害について責任を負わない。 1. 発注者又は第三者の故意若しくは過失による場合 2. 発注者が着工前の現状確認及び保管品移動への協力を怠ったことに起因する場合 3. 天災その他受注者の責めに帰することができない不可抗力による場合 4. 保管品の保管方法・容器等がそもそも通常の保管基準を満たしていなかったことに起因する場合 1 8 受注者は、本工事の実施にあたり、第三者賠償責任保険（保管品損害を補償対象に含むもの）に加入し、その証書の写しを着工前に発注者へ提出しなければならない。 1 9 受注者は、保管品に損害が生じ、又はそのおそれが生じたことを知った場合、直ちに作業を中断し、発注者に報告しなければならない。 2 0 受注者は、損害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、事故の状況、原因及び被害範囲について書面による報告書を発注者に提出しなければならない。 2 1 製作又は施工上必要な図面（施工図・製作図等）は、請負者において作成し、承諾を受けること。 2 2 工事の進捗につれて隠れる部分及び監督員の指示する場所については、その都度工事の進捗状況をカラー写真で撮影すること。 2 3 工事完成後、完成図書を請負者の負担で作成し、速やかに提出すること。 2 4 既存施設・配管・ケーブル等に十分注意すること。万一破損した場合は、速やかに監督員へ報告し、請負者の負担で原状復旧すること。 2 5 本工事は、甲府市が指定する「週休2日制適用工事」である。 2 6 受注者は、週休2日は月単位の週休2日を標準として実施し、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことができる。 2 7 受注者は、対象工事（ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。）週に2日間現場閉所することに努めるとともに、労働環境にも配慮すること。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 2 8 受注者は、「月単位の週休2日現場閉所計画書」又は「完全週休2日（土日）現場閉所計画書」等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出すること。 2 9 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、「週休2日制適用工事」であることを記載した掲示（A3判程度）をすること。 3 0 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。		
E	一 般 事 項	1 本工事は全て、図面・本仕様書及び、共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築工事設備工事標準図』（機械設備工事編））に基づき、諸官庁関係法規に準拠して施工する。 2 本工事に於て、図面・特記仕様書に疑義が生じた場合及び、それに明記なきものでも技術上・構造上・維持管理上当然必要なものは、監督員と協議の上誠実に施工するものとする。但し、その費用は請負者負担とする。 3 本設計図は工事概要を示すものであり寸法・数量等はあくまでも参考とし、請負者は十分なる現地調査を行い理解の上、工事の着工に先立ち標準仕様書に基づき、工程表・施工計画書・その他を提出し、監督員の承諾を得ること。 4 現場入場前には新規入場者教育、施工中はKY・安全教育・安全巡視等、月に1回程度は社内パトロールを実施すること。 5 工事カルテに関する特記仕様（請負金額500万円以上の工事） 受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。 提出の期限は、以下のとおりとする。 1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。 2) 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。 3) 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 4) 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 6 工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している施設で適正に処理すること。産業廃棄物管理表（マニフェスト）等により適正に処理し、監督員にその写しを提出すること。 7 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出（請負金額100万円以上の工事） 請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。 （以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可） 工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。 なお、入力した電子データは自社で1年間保管するものとする。 ※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。 8 本工事請負者は工期内に工事を完成させ、同時に完成書類一式を提出し、検査を受けなければならない。また、工事写真については、電子納品とすること。 9 本工事に伴う関係諸官庁等への申請及び手続きは延滞なく行うこと。それに伴う費用は本工事に含む。 10 本工事は、工事完成引き渡し後でも施工方法、器具類の不良に起因する事故に対しては責任を持って修復しなければならない。その費用は請負者負担とする。 1 1 工事写真の取扱い 1) 電子媒体により納品すること。 2) 納品時には、正副1部ずつを納品すること。 3) 使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。 4) 電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。 （ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。） 5) 電子媒体には以下の情報を明記すること。 A、工事名称 B、工事場所 C、契約番号 D、発注者担当部署名称 E、請負者名称 F、作成年月 G、何枚目/総枚数 H、ウイルスチェックに関する情報 I、CD-Rフォーマット形式 J、電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。 ・電子納品される写真データは、PDF形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。 ・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。 ・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。 ・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。 ・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。 ・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。								
			産業部市場経営室経営管理課					縮 尺 NON 設計年月日 令和8年7月	工 事 名 称 市場冷蔵庫No.1設備天井ほか改修工事 図 面 名 称 特記仕様書	05 No.